

○（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）

改正案	現行
<p>（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条の十七第一項第十号（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第五条の十において準用する場合を含む。）、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第十五条第一項第七号、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第十五条の十二第二項第十一号（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第十七条の四において準用する場合を含む。）及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第二十条第一項第八号に掲げる事項の注記を除く。）とする。</p>	<p>（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条の十七第一項第十号（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第五条の十において準用する場合を含む。）、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第十五条第一項第七号、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第十五条の十二第二項第十一号（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第十七条の四において準用する場合を含む。）及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第二十条第一項第八号に掲げる事項の注記を除く。）とする。</p>

一〇六 (略)

七 法第二十四条第一項又は第三項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる財務諸表又は財務書類のうち、最近事業年度等及びその直前事業年度等に係るもの

八 法第二十四条第一項又は第三項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる連結財務諸表

九〇十七 (略)

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければなら

一〇六 (略)

七 法第二十四条第一項又は第三項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる財務諸表又は財務書類（以下この号において「書類」という。）のうち、最近事業年度等及びその直前事業年度等に係るもの（同条第一項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる当該直前事業年度等に係る書類のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容のものを除く。）

八 法第二十四条第一項又は第三項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる連結財務諸表（同条第一項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる最近の連結会計年度（連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。以下同じ。）の直前連結会計年度に係る連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

九〇十七 (略)

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければなら

ない。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

一 監査報告書 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 経営者の責任

ハ 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任

ニ～ヘ (略)

二・三 (略)

2 前項第一号イに掲げる監査の対象は、監査の対象となつた財務諸表等の範囲について記載するものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

ない。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

一 監査報告書 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 実施した監査の概要

(新設)

ハ～ホ (略)

二・三 (略)

2 前項第一号イに定める監査の対象は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 監査の対象となつた財務諸表等の範囲

二 財務諸表等の作成責任は経営者にあること。

三 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場か

3 | 第一項第一号ロに掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 | 財務諸表等の作成責任は経営者にあること。
- 二 | 財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること。

4 | 第一項第一号ハに掲げる監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 | 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。
- 二 | 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨
- 三 | 監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

四 | 監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含む

3 | 第一項第一号ロに定める監査の概要は、次に掲げる事項について記載するものとする。ただし、重要な監査手続が実施できなかった場合には、当該実施できなかった監査手続を記載するものとする。

- 一 | 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨
- 二 | 監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。
- 三 | 監査は試査を基礎として行われていること。
- 四 | 監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討していること。
- 五 | 監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと

(新設)

こと。

五 監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によつて行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表等の表示を検討していること。

六 監査手続の選択及び適用は監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。

七 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

八 監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

5 | 第一項第一号ニに掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 (略)

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該財務諸表等に与えている影響又は実施できなかつた重要な監査手続及び当該事実が影響する事項

三 (略)

6 | 第一項第一号ホに掲げる事項は、財務諸表等規則第八条の二十七又は連結財務諸表規則第十五条の二十二の規定による注記に係る事項及び会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、監

4 | 第一項第一号ハに定める意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 (略)

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該財務諸表等に与えている影響又は重要な監査手続が実施できなかつた事実が影響する事項

三 (略)

5 | 第一項第一号ニに定める事項は、財務諸表等規則第八条の二十七又は連結財務諸表規則第十五条の二十二の規定による注記に係る事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な

査を実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項について区分して記載するものとする。

7) 14 (略)

15) 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュー手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号ニに定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合若しくは同項第二号ハに定める意見を表明するための合理的な基礎を得られなかつた場合又は同項第三号ハに定める結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号ニ若しくは第二号ハの意見又は同項第三号ハの結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載しなければならぬ。

16) 監査の対象となつた財務諸表等が指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）に準拠して作成されている場合には、第四条第一項第一号ニ並びに第五項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号ニに規定する国際会計基準をいう。次号において同じ。）と同一である場合 国際会計基準

二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合 指定国際会計基準

後発事象等で、監査を実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載するものとする。

6) 13 (略)

14) 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュー手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号ハ若しくは第二号ハに定める意見を表明するための合理的な基礎を得られなかつた場合又は第三号ハに定める結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号ハ若しくは第二号ハの意見又は第三号ハの結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載しなければならぬ。

(新設)

17 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国  
際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この  
場合において、同項中「第四条第一項第一号二並びに第五項第一号  
及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準  
」とあるのは、「第四条第一項第二号ハ並びに第八項第一号及び第  
二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成  
基準」と読み替えるものとする。

(新設)

18 第十六項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸  
表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準  
用する。この場合において、同項中「第四条第一項第一号二並びに  
第五項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企  
業会計の基準」とあるのは、「第四条第一項第三号ハ及び第十三項  
に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基  
準」と読み替えるものとする。

(新設)

○ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十一年大蔵省令第十一号）

改 正 案	現 行																																										
<p>第一号様式</p> <p style="text-align: center;">監 査 概 要 書 (表紙)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">監 査 概 要 書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 監査の実施状況等(6)</p> <p>1 監査の実施状況(7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">従事者の内訳</th> <th style="text-align: center;">人数</th> <th style="text-align: center;">従事日数又は時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査責任者又は業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査担当者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 監査の実施状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「従事者の内訳」中「審査担当者」には、監査証明業務に係る審査を行う者の 人数及び従事日数又は時間数を記載すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(8)～(10) (略)</p>	従事者の内訳	人数	従事日数又は時間数	監査責任者又は業務執行社員			公認会計士			その他			小計			審査担当者			合計			<p>第一号様式</p> <p style="text-align: center;">監 査 概 要 書 (表紙)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">監 査 概 要 書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 監査の実施状況等(6)</p> <p>1 監査の実施状況(7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">従事者の内訳</th> <th style="text-align: center;">人数</th> <th style="text-align: center;">従事日数又は時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査責任者又は業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 監査の実施状況</p> <p>a・b (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">c・d (略)</p> <p>(8)～(10) (略)</p>	従事者の内訳	人数	従事日数又は時間数	監査責任者又は業務執行社員			公認会計士			その他			(新設)			(新設)			計		
従事者の内訳	人数	従事日数又は時間数																																									
監査責任者又は業務執行社員																																											
公認会計士																																											
その他																																											
小計																																											
審査担当者																																											
合計																																											
従事者の内訳	人数	従事日数又は時間数																																									
監査責任者又は業務執行社員																																											
公認会計士																																											
その他																																											
(新設)																																											
(新設)																																											
計																																											



改正案

現行

第二号様式

中間監査概要書 (表紙)

(略)

中間監査概要書

(略)

第一部 (略)

第二部 中間監査の実施状況等

1 中間監査の実施状況

従事者の内訳	人数	従事日数又は時間数
監査責任者又は業務執行社員		
公認会計士		
その他		
小計		
審査担当者		
合計		

2・3 (略)

(記載上の注意)

(略)

第二号様式

中間監査概要書 (表紙)

(略)

中間監査概要書

(略)

第一部 (略)

第二部 中間監査の実施状況等

1 中間監査の実施状況

従事者の内訳	人数	従事日数又は時間数
監査責任者又は業務執行社員		
公認会計士		
その他		
(新設)		
(新設)		
計		

2・3 (略)

(記載上の注意)

(略)

改正案

現行

第四号様式

四半期レビュー概要書(表紙)

(略)

四半期レビュー概要書

(略)

第一部 (略)

第二部 四半期レビューの実施状況等

1 四半期レビューの実施状況

従事者の内訳	人数	従事日数又は時間数
監査責任者又は業務執行社員		
公認会計士		
その他		
小計		
審査担当者		
合計		

2・3 (略)

(記載上の注意)

(略)

第四号様式

四半期レビュー概要書(表紙)

(略)

四半期レビュー概要書

(略)

第一部 (略)

第二部 四半期レビューの実施状況等

1 四半期レビューの実施状況

従事者の内訳	人数	従事日数又は時間数
監査責任者又は業務執行社員		
公認会計士		
その他		
(新設)		
(新設)		
計		

2・3 (略)

(記載上の注意)

(略)